

○緊急事態宣言の解除等に伴う業務の再開について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の解除、自治体の緊急事態宣言等の解除及びこれらに伴う地域の実情等を踏まえ、6月1日以降、縮小していた業務について、感染防止策を講じながら順次再開することとしました。

なお、今後も感染拡大防止の観点から、実施することが困難な場合は、裁判体の判断により、個々の手続を延期するなどの対応をすることがありますので、御不明な点があれば、担当係にお問い合わせください。